明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七）　二
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（二八）　三
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（二九）　三
〔府　令〕
○金融経済教育推進機構に関する内閣府令（内閣府一〇）　五
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一一）　八
〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇）　八
○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　九
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産五）　一二
〔告　示〕
○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示（こども家庭庁・文部科学・厚生労働一）　一三
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委二）　一七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四六、四八、五〇、五一）　二四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同四七）　二五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四九）　二六
○特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する件（文部科学九）　二七
○学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者及び大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する等の告示（同一〇）　三〇
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同一一）　三三
○ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働一）　三三
○建築基準法施行令第百三十条の九第一項の規定に基づき、安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件の一部を改正する告示（国土交通八七）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五
四八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。